

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水)午後1時30分～午後2時10分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階 西会議室
3. 出席委員 (17名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 (0名)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

議第3号 その他

1) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から7月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名全員出席され、推進委員も4名出席いただいております。総会は成立していることをご報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致しますが、私から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(議長一任の声有り)

議長 議長一任の声がありましたので、本日の議事録署名委員に13番、本郷委員さんと、1番、森本委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願い致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議案第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案書1ページ、議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転および使用貸借権の設定でございます。

番号1番、申請地、大字出□□番□(田)109㎡、譲受人、大字出、□□□□譲渡人、石川県金沢市、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。場所は、調査順序表2番、勝目交差点より□に約□□mのところです。

番号2番、申請地、大字出□□番□(田)1,360㎡、借受人、大字出、□□□□、貸出人、大字出、□□□□、使用貸借権の設定による耕作権の移動で申請理由は、規模拡大のためでございます。場所は、調査順序表1番、勝目交差点より□□に約□□mのところ。下限面積は2つの案件を合わせて2,395㎡と満たすこととなります。

以上、第1号議案につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項について説明させていただきます。

まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めて、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況、農作業に従事する者の人数などからみて、今回取得する農地も含めて、引き続いて効率的に利用することが見込まれますので、要件を満たすものと判断致します。次に、権利を取得した後に、農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている現在の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、以前よりこの地域で耕作されておりますので、支障がないものと考えます。

以上、今回の案件の申請内容から致しますと、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長

ご意見ご質問がないようですので、採決致します。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議案第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局

続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、

原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせていただきます。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、利用権を設定する者、大字野口、□□□□、利用権を設定する農地、大字野口□□□番□(田)□□□㎡、大字野口□□□番□(田)□□□㎡、野菜を作付けしての利用で、利用期間は、令和元年8月1日から令和11年7月31日までの10年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字神楽、□□□□、利用権を設定する者、大字池尻、□□□□、利用権を設定する農地、大字池尻□□□番□(田)□□□㎡、大字池尻□□□番□(田)□□□㎡、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、令和元年8月1日から令和4年7月31日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すものであること、また、中間管理機構が、農地を担い手に貸し付けることを目的として権利を取得するためのものであり、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる農業者に対し貸し付けされるということから、各要件を満すものと考えます。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

推 3 　1番の案件の農地は、利用状況調査の時は、雑草が生えた状態になっていた場所だと思っております。

事務局 　これから耕作してくださると思いますので、引き続き注意して見ていただければ事務局としてはありがたいです。

議 長 　他になにか質問ございませんか。  
(なしとの声あり)

議 長 　なしとの声がございましたので、採決致します。

それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第2号議案につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に議第3号を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議案書2ページ、議案第3号、その他1番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第4条第1項第7号規定による転用届出について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和元年5月28日から6月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、今里町□□□番□(畑)201㎡、届出人、今里町、□□□□、農業用倉庫への転用届出であります。令和元年6月6日、今村会長に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、農地法第4条届出1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 　　ただ今、事務局より専決処分の報告第1号の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 　　ご意見ご質問がないようですので、異議がないということで報告第1号を終わります。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

ないようでしたら、事務局から連絡ありましたらお願いします。

事務局 　　7月17日はいかるがホールで農業会議主催の研修会ですので、全員ご参加お願いいたします。日程が続きますが、翌7月18日午前9時から、土庫の草刈りを昨年していただいた農地に、土庫小学校より子供たちに黒豆の植え付け作業に来ていただくことになっています。ご都合のつくかたは、お手伝いいただきますようお願いいたします。委員の集合は8時30分とさせていただきます。事務局からは以上です。

議 長 　　何か他にありませんか。ないようでしたらこれで7月委員会を終了いたします。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 　　今 村 平治郎

署名委員 　　本 郷 保 則

署名委員 　　森 本 輝 雄